第50回みんなの消費生活展を開催しました

「私たちの行動が未来を変える!~学びと体験 知って得する くらしのヒント~」をテーマに、令和5年10月21日(土)10時~15時まで苫小牧市民活動センター(若草町3-3-8)で、第50回みんなの消費生活展を開催しました。催しては体験・参加型の出展などにより、消費者の皆さんのくらしに役立つ情報を発信しました。

たくさんの方々にお越しいただき盛況のうちに終了することができました。ご来場いただいた市民の皆さん、ご協力いただいた出 展・出資団体の皆さん、誠にありがとうございました。













ぐらしのニュース11月号

2023年(令和5年) NO. 509 令和5年10月25日発行 発行/苫小牧市市民生活部市民生活課 ☎32-6306(直通)

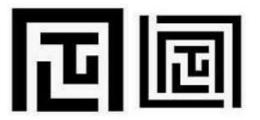
1 1 周 膨 計 量 雖 即 周 西 で す 月

経済産業省では、社会全体の計量制度に対する理解の普及を図るため、昭和27年から「計量記念日」を定めています。現在は、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を目指しています。



計量とは・・・ 長さや重さなど物の数量をはかることです。

計量法では、右記の検定証印や基準適 合証印が印字されていないはかり(体重 計など)は、「取引・証明」に使用しては ならないと定めています。



検定証印

基準適合証印

取引とは・・・有償・無償であることを問わず、物又は役務の給付を 目的とする業務上の行為

(スーパー等のはかり売り、貴金属の買い取りなど)

証明とは・・・公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

(健康診断票の体重、病院等での薬の調合など)

市計量検査所では、はかりの正確性を保つため、事業所や工場、食料品店、病院などをまわり、2年に1回の定期検査を実施しています。各ご家庭で使われているキッチンスケールなどは取引・証明には使用できませんが、定期検査は不要です。